

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第1回 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会	
事務局 (担当課)		中央北整備部 中央北推進室 地区推進課	
開催日時		平成23年10月14日(金) 19時00分~20時30分	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員 (敬称略)	北原委員(会長) 楠田委員(副会長) 渡邊委員(有限会社 五月興産) 白川委員 田中委員 牧田委員(天理教雲雀丘分教会) 西村委員 前田委員 宮本委員	
	その他		
	事務局	西川部長、酒本室長、津賀課長、桐谷課長、枅川主幹、大屋敷主査、林谷主査、上中主事(中央北整備部)馬場、山本、西村(コンサルタント:株地域計画建築研究所)	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		0人	
会議次第		1. 開会 (1) 市長挨拶 (2) 出席者紹介 (3) 審議会設置の主旨 2. 議事 (1) 審議会会長及び副会長の選出について (2) 審議会議事録への署名委員2名の指名について (3) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の概要について(説明) (4) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の役割について(説明) (5) 今後のスケジュールについて 3. その他 (1) 次回の審議会について 4. 閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

事務局（司会）	<p>1. 開会</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より「第1回 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会」を開催させていただきます。</p> <p>会議に入ります前に、会議公開等についてご報告とお願いをさせていただきます。お手元の資料4「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の会議公開運用要綱」と資料5「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の会議公開に係る傍聴要領」をご覧ください。</p> <p>本市では、川西市参画と協働のまちづくり推進条例を制定し、市民参加を促進すべく、原則、会議の公開を行っております。</p> <p>これを踏まえ、当審議会も、個人情報に係る審議を除き、原則会議を公開するものとし、資料4の会議公開運用要綱にありますように、付属機関等の設置状況の公開、会議の開催日時等の公表、会議の傍聴、会議録の公表等により会議を公開するものとしています。また、傍聴につきましては、会議公開運用要綱の第5条で、何人も会議の傍聴をすることができる、としており、第6条第3項で傍聴人の定員は10人としております。</p> <p>今後、開催いたします審議会はこのような形で進めますので、ご了解くださいますようお願いいたします。</p> <p>次に、お配りしております、資料のご確認をさせていただきます。「第1回 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会 次第」一枚めくっていただき、「資料1 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会委員の名簿」、「資料2 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の施行に関する条例」、「資料3 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会運営規則」、「資料4 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会 会議公開運用要綱」、「資料5 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の会議公開に係る傍聴要領」、「資料6 川西市中央北地区 土地利用基本計画案」、「資料7 土地区画整理審議会の役割」、「資料8 川西市中央北整備事業の主なスケジュール」、「資料9 審議会の予定と内容」、それと本日追加配布させていただきました「事業計画書」です。揃っておりますでしょうか。</p> <p>次に、本日の日程でございますが、次第に従いまして進めさせていただきます、午後8時30分ごろ 終了の予定でございます。それでは次第に入らせていただきます。</p> <p>(1) 市長挨拶</p>
---------	--

事務局（司会）	<p>(2) 出席者紹介</p> <p>選挙により選出されました委員の方からご紹介いたします。有限会社 五月興産の渡邊一博委員でございます。白川哲也委員でございます。田中一廣委員でございます。天理教雲雀丘分教会の牧田良藏委員でございます。中野宏昭委員でございます。ただ今お見えになっておりません。西村勝正委員でございます。前田浩二委員でございます。宮本吉昭委員でございます。</p> <p>それでは次に土地区画整理法第58条第3項及び阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の施行に関する条例第10条第3項の規定により、学識経験を有するものから選任いたしました委員2名の方をご紹介させていただきます。</p> <p>初めに北原 鉄也委員をご紹介いたします。</p> <p>北原委員は京都大学法学部 卒業の後、愛媛大学法文学部教授、ノースカロライナ大学チャペル校客員研究員、大阪市立大学大学院創造都市研究科教授を経て、現在、関西学院大学 大学院総合政策研究科 総合政策学部 教授をなされております。ご専門は、政治学、行政学を中心に研究されており、都市計画や区画整理にも造詣が深く、現在、新居浜駅前土地区画整理審議会会長も歴任されています。</p> <p>次に楠田 修三委員をご紹介いたします。</p> <p>楠田委員は兵庫県庁に奉職され、都市計画課長などを歴任したのち、昨年まで、兵庫県県土整備部まちづくり局市街地整備課長をされており、土地区画整理事業をはじめとする面的なまちづくりに精通されています。現在は、財団法人 兵庫県住宅建築総合センター ひょうご住まいサポートセンターの所長をされており。</p> <p>この御二方をお迎えし、10名で審議会を構成していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>(市職員の紹介)</p>
事務局	<p>(3) 審議会設置の主旨</p> <p>審議会設置の主旨（資料説明）</p>
事務局（司会）	<p>2. 議事</p> <p>会議の議事は運営規則第2条第3項の規定により、会長が会務を総理することとなり、議事進行をお願いするところですが、会長を選任するまでの間、議事の進行役として座長を指名させていただきたいと思ひます。</p> <p>座長につきましては、市議会の臨時議長の選出の例に倣ひまして、委員の最年長の方にお願ひしたいと存じますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

事務局（司会）	<p>それでは、座長は天理教雲雀丘分教会 牧田委員をご指名させていただきます。牧田委員、よろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>それでは会長が選出されるまでの間、座長の責を務めさせていただきたいと存じます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>まず、この会議は土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、委員の半数以上をもって会議は成立することとなっております。</p> <p>本日の出席者数は9名でございます。よって本日の会議は成立いたしましたことを宣言いたします。</p>
座長	<p>(1) 審議会会長及び副会長の選出について</p> <p>審議会の会長は、土地区画整理法第61条第1項に「審議会に会長を置く」、副会長は第5項に「会長に事故がある場合には、委員の内から、あらかじめ、互選された者がその職務を代理する」ことが定められています。</p> <p>会長及び副会長の選任については、審議会運営規則の第3条第1項に「会長の選挙の方法は、単記無記名投票による。ただし、委員の総意によるときは、指名推薦その他の方法によることができる。」、同条第2項に「副会長は、委員のうちから委員が互選する。」となっております。</p> <p>本日は初めての会合でもあり、また、中には面識のない方もおられるので、事務局より提案を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
座長	<p>異議がないということでございますので、それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会長に、学識経験者委員の北原委員、副会長には学識経験者委員の楠田委員を提案したいと思います。</p> <p>理由としては、北原委員は地域政策の専門家であり、現在、新居浜市の土地区画整理審議会の会長をされています。</p> <p>また、楠田委員は専門的知識が豊富で、土地区画整理事業の学識を持っておられます。</p> <p>さらに、お二人については、利害関係がない方ということがその理由であります。</p>
座長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

座長	では審議会会長につきましては、北原委員、副会長につきましては、楠田委員にお願いいたします。
事務局（司会）	それでは、会長、副会長は会長、副会長席に移動をお願いします。
会長	<p>審議会の会長という大役を仰せつかりました北原でございます。私は地域外の者であり、若輩者でありますので、不安な気持ちもありますが、よろしくをお願いします。この中央北地区の事業は先ほど市長からお話しがあったように、川西市にとって極めて重要な事業であると認識しております。権利関係者の方が、事業に参画することとなっております。皆様方の同意や意見を聞くこととなっております。そのような点で、問題があった場合などには、意見を聞くこととなりますので、より良いものへとしていくために、皆様のご協力をいただきたいと思っております。若輩者ですが、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>(2) 審議会議事録への署名委員 2 名の指名について</p> <p>それでは、議事に戻らせていただきます。議事の 2 番目「審議会議事録への署名委員 2 名の指名について」であります。審議会議事録への署名委員 2 名について指名させていただきたいと思えます。これは先ほどの説明でもあったように、本審議会運営規則第 19 条第 1 項により、「議事録には会長及び 2 名の委員が署名しなければならない」、また、同条第 2 項に「署名すべき委員は、会長が指名する」となっておりますので、資料 1 の委員名簿の順番でお願いします。</p> <p>従いまして本日は、楠田委員と、有限会社五月興産の渡邊委員にお願いします。</p>
会長	<p>(3) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の概要について</p> <p>それでは次に、議事の 3 番目ですが、「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の概要について」を事務局より説明よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の概要について（資料説明）</p>
会長	<p>市が予定している保留地の場所は図面でいうとどのあたりになるのでしょうか。売却を行うこととなると思うのだが。</p>
事務局	<p>保留地の場所についてのご質問ですが、事業計画書をご覧いただきたいのですが、最後のページにカラーの市街化予想図というものがあります。保留地の場所については、現在皆様の土地の換地先の検討を行っている作業中でありますので、現時点でどこになるかということは決まっていません。しかし保留地については、事業の性格上、売却して事業費に充てることになっております。図面の中央公園として 2ha と記述のあるところの北側の黄色に塗っている部分がありますが、そこにまとめて、売却を行っ</p>

	<p>ていければと想定しています。まだ決まったことではございませんが、そのように想定しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>換地計画については、この会で議論していただくこととなるかと思いますが、現時点では、まだ案ができていませんので、細かい位置は定まっていますが、中央公園の北側を予定されているとのこと。他にいかがでしょうか。ないようでしたら次に進ませていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>(4) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の役割について 次に、議事の4番目「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の役割について」を事務局より説明よろしくをお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理審議会の役割について（資料説明）</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは説明が終わりました。何かご不明な点がございましたでしょうか。ないようでしたら次に進ませていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>(5) 今後のスケジュールについて 次に、議事の5番目「今後のスケジュールについて」を事務局より説明よろしくをお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今後のスケジュールについて（資料説明）</p>
<p>会 長</p>	<p>スケジュールについて説明が終わりました。審議会が5, 6回予定されています。スケジュールについて何かご質問ございますでしょうか。これから仮換地指定までは、大変ではございますが、ご協力いただければと思います。それではスケジュールについてご質問がなければ、次に進ませていただきます。これで議事は終了となります。</p>
<p>会 長 事務局（司会）</p>	<p>3. その他 (1) 次回の審議会について それでは次回の審議会についてです。今回は、先ほどの説明にもありましたように土地区画整理事業のしくみ等について詳しく説明を受けることを考えております。日程の調整をさせていただきたいと思いますが、事務局から案をいただきたいと思いません。</p>

